

各関係団体長 様

大阪府健康医療部長

「濫用等のおそれのある医薬品」の適正販売について（通知）

日頃より、本府健康医療行政の推進にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、一般用医薬品のうち、濫用等のおそれのある医薬品については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下「規則」という。）第15条の2の規定に基づき、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十五条の二の規定に基づき濫用等のおそれのあるものとして厚生労働大臣が指定する医薬品」（平成26年厚生労働省告示第252号）により指定され、その販売に際して、薬局、店舗販売業者及び配置販売業者が遵守すべき事項については、規則第15条の2、第147条の3及び第149条の7で規定されています。

近年、若者による医薬品の大量摂取、いわゆるオーバードーズが問題になっているところ、薬局、店舗販売業者及び配置販売業者における「濫用等のおそれのある医薬品」の適正販売及び購入者に対する適正使用の情報提供が引き続き徹底されますよう、貴会会員への周知方よろしく申し上げます。

なお、令和2年9月11日付け厚生労働省医薬・生活衛生局総務課、同局医薬安全対策課事務連絡で、「「濫用等のおそれのある医薬品」の適正販売に向けた販売者向けのガイドラインと関係団体等に向けた提言」が情報提供されていますので、業務の参考にしてください。

【大阪府健康医療部生活衛生室薬務課ホームページ】

「濫用等のおそれのある医薬品」の適正販売に向けた販売者向けのガイドラインと関係団体等に向けた提言

事務連絡 本文

<https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/7125/00370473/0911jimurenraku.pdf>

事務連絡 別添

<https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/7125/00370473/guideline.pdf>

担当

大阪府健康医療部生活衛生室薬務課
医薬品流通グループ 亀井、茅切

TEL 06-6944-7129

麻薬毒劇物グループ 塚中、松岡、草場

TEL 06-6941-9078

FAX 06-6944-6701